

所沢市ヤングケアラー 支援マニュアル

令和5年3月

所沢市

目次

1	はじめに	1
2	ヤングケアラーとは	2
3	なぜ支援が必要なのか	3
4	支援につなぐためのフローチャート	4
5	気づきの視点	5
6	支援につなぐ際のポイント	6
7	関係機関（図）	8
8	所沢市関係機関（表）	9
9	おわりに	14

1　はじめに

ヤングケアラーの支援においては、ヤングケアラーを早期に発見すること、必要な支援につなぐことが重要です。

このマニュアルには、そのために知っておく必要がある基本的な内容を記載しています。実際の支援においては、このマニュアルの記載内容に限ることなく、様々な実情に合わせ、適切な方法を考えていくこととなります。ヤングケアラーサー支援に対する共通認識をより多くの人に持っていただくことが大切だと考えています。

このマニュアルは、主に行政、教育や福祉に関わる方に向けて作成しました。行政、教育や福祉に関わる方が起点となって、すべての市民が、子どもたちの幸せを願い、「人とのつながり（絆）」、「地域とのつながり（絆）」を築きながら、協働して子どもや子育て家庭を支えていくための参考として活用していただければ幸いです。

2 ヤングケアラーとは

「ヤングケアラー」という言葉に対し、法令上の定義はありませんが、一般的に「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと」を指します（一般社団法人日本ケアラー連盟「ヤングケアラープロジェクト」より）。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです



3 なぜ支援が必要なのか



どうしてヤングケアラーに対する支援が必要なの？

子どもがケアをしていること自体が、全て問題だということではありません。留意が必要なのは、ケアを担うことにより、本来守られるべき子ども自身の権利が侵害されている状態にないか、ということです。子どもには、「生きる権利・育つ権利」「教育を受ける権利」「休み、遊ぶ権利」などの様々な権利があります。これらの権利を侵害されている子どもについては、その子どもの権利を守るために必要な支援を行い、子どもの権利回復・権利保障に努める必要があります。



子ども自身の権利を侵害されている状態って？

具体的には、ケアを担うことで自身の時間が確保できず、学校に行けなかったり、友達と遊ぶ時間がなかったり、勉強や趣味など自分がやりたいことに割く時間がつくれなかったりするなどといったことが想定されます。

また、その結果、学習に取り組むことや子どもらしい周囲との関わりができず、進学を諦めてしまったり、大人になってからも周囲との関係を築きにくかったりするなど、子どもの育ちや将来に影響を及ぼす可能性があります。



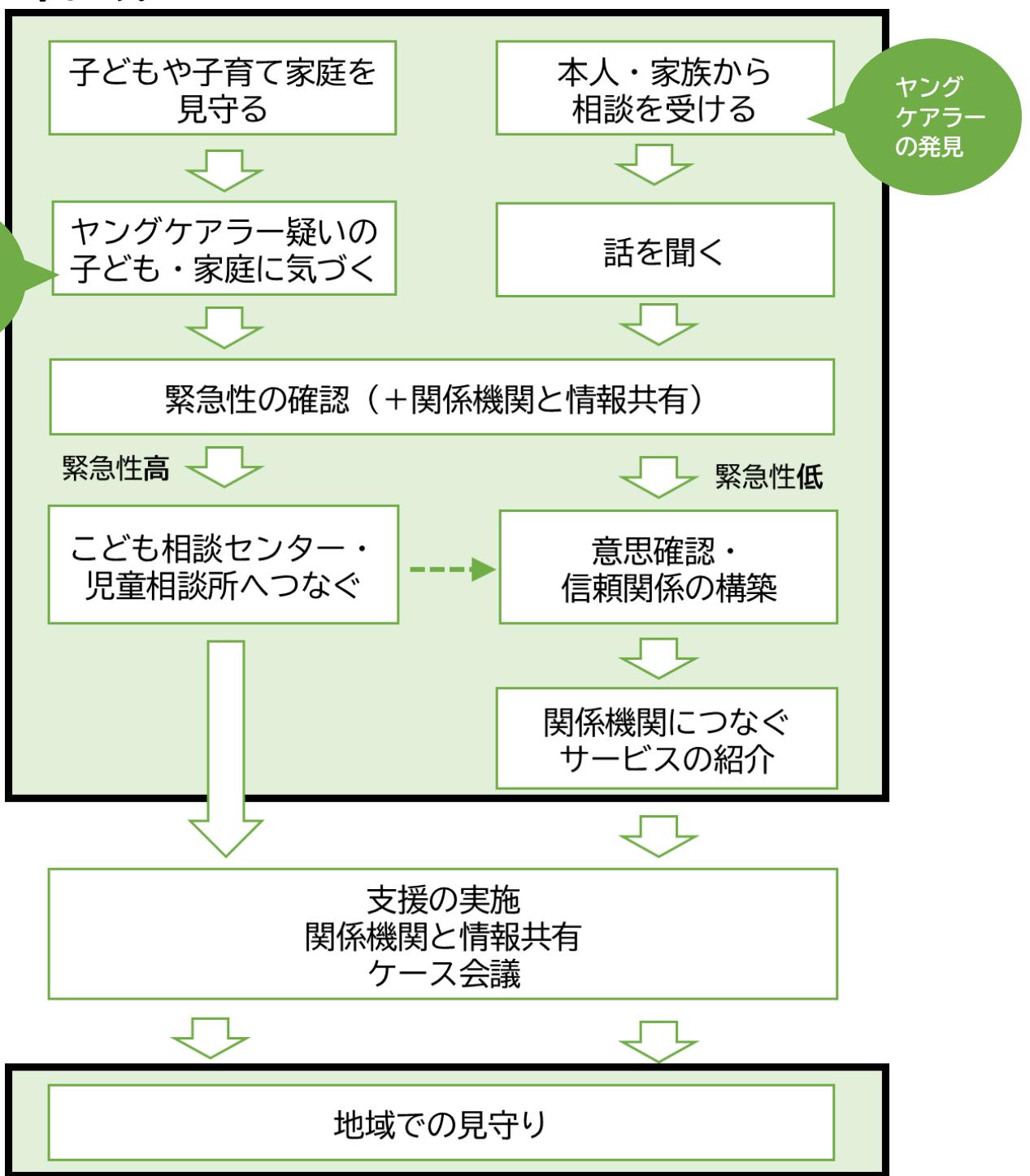
SOSがなくても問題が隠れていることがあるの？

ヤングケアラーの抱える困難は、家庭内のことでの表面化しにくいという特徴があります。長年の生活習慣となっているため、本人や家族に支援が必要な状況であるとの自覚がない場合もあります。また、本人が現在の状況に疑問を抱いていたとしても、家族をかばったり、周囲に気を遣ったりして言い出せていないこともあります。

このように、本人からSOSの声が聞かれなくても、家庭内に支援が必要な問題が隠れていることもあるため、周囲の大人がその子どもや家庭の置かれている状況に気付き、適切な支援につなぐことが重要となります。支援が必要なのではないか、と感じる場合は、まずはその子どもや家庭の状況をよく確認してみてください。その際には、子ども自身の思いを聞くことも大切です。

4 支援につなぐためのフローチャート

ヤングケアラーを発見し、つなぎ、支援するための流れの例として、以下の図を示します。



※図内の太枠は、各機関や近隣住民、知人など身近で当事者に接する人たちに
行ってほしいことを示しています

5 気づきの視点

フローチャート内「ヤングケアラーの発見」のためには、「ヤングケアラーが身近にいるかもしれない」と意識し、多様な視点から周囲が気づくことが大切です。下記の項目は、周囲がヤングケアラーに気づくきっかけとなる様子や状況の例です。項目に当てはまる様子が見られる場合、「ヤングケアラーではないか」という視点で、その子どもや家庭を見直してみてください。

分類	気づくきっかけの例
学校・保育所等	欠席・遅刻・早退が多い、不登校の傾向がある
	忘れ物が多い、提出物の遅れが多い
	周囲の大人に気を遣いすぎる
	会話の中で家族のケアについて話すことがある
	意欲がない
	生活リズムが整っていない
	保護者が授業参観や保護者面談に来ない
	幼い兄弟の送迎をしていることがある
地域	平日の昼間に学校以外で姿を見かける
	家族の介護・介助をしている姿を見かける
	身だしなみが整っていないことが多い
	毎日のように家事をしている
	通常大人が参加する場（自治会の集まり等）に子どもだけで参加している
就労先	家庭の事情により生活のために就労・アルバイトをしている
病院	家族の付き添いをしている姿を見かけることがある
	通院・受診・服薬がうまくできていない
家庭内の状況	世帯に幼い弟妹等ケアが必要な子どもがいる
	世帯に介護が必要な高齢者がいる
	世帯に病気や障害のある人がいる
	子どもが親の通訳をしている
	保護者が不在となり、子どもたちだけで過ごす時間帯がある

6 支援につなぐ際のポイント

○緊急対応の必要性の確認

ヤングケアラーと思われる子どもを発見した際には、先ず緊急対応が必要であるか否かの判断が求められます。子ども本人や家族の心身に危険が及んだり、重大な権利侵害が行われていたりしないかなどを確認し、そのリスクがあれば速やかにこども相談センターまたは児童相談所に連絡してください。

また、この際に単独で判断すると緊急性を見落とすリスクがあります。必要に応じ、関係機関と情報共有を行い、複数の視点から判断することが、緊急性が高い家庭を見逃さないにつながります。

子どもの虐待との関係

子どもの虐待は、子どもに対する重大な人権侵害です。虐待であるかどうかは親の事情は一切関係なく、子どもの視点から判断することが必要です。親にとっては躊躇つもりであっても子どもの心や体が傷つく行為は「虐待」と言えます。

ヤングケアラーがいる世帯において、ケアを必要とする状況それ自体が、その子どもへの虐待（ネグレクト）となっている可能性があります。

【具体例】

- ・親が世話をしないため、子どもが幼い弟妹の世話をしている
- ・ケアを優先させるために、学校に登校させない
- ・食事を食べられないなど

このように子どもの権利が侵害されている状況の場合、まずは子どもへの虐待に対する対応が優先されます。こども相談センターまたは児童相談所に連絡してください。

○本人や家族の意思確認

ヤングケアラーと思われる子ども本人や家族が、現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意思や希望を確認することが重要です。本人や家族との信頼関係を構築していく上でも、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐことはとても大切なことです。虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意思を尊重するように心掛けましょう。

○本人や家族を否定しない

ヤングケアラー本人としては、負担になっていても大切な家族のために自分

からケアをしたいという思いがあることも少なくありません。ケアすることを否定されると今まで自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともあります。

また、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性があります。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、それぞれの思いを尊重する姿勢は極めて重要です。

相談してもらえる存在になろう

ケアを担うことが日常的になっているヤングケアラーには、周囲の大人に頼る、という発想がないこともあります。周囲の大人に頼る経験がないヤングケアラーは、大人になってからもうまく周りを頼れずに課題を抱え込んでしまうこともあります。そのため「周囲の人が助けてくれた」という経験がその子の将来にとっても重要になります。

「自分の生活で困っていることがあつたら、身近な大人に相談したり助けを求めるといい」「自分の人生を生きていよい」ということを日頃から伝えていくことが必要です。当事者にとって、自分の話を聞いてくれる大人が身近に多くいると思えると、相談する相手の選択肢が増えます。

また、周囲の大人も、ヤングケアラーだからと言ってその子を特別扱いしたり、過度に身構えたりする必要はありません。どんな支援が必要なのか、当事者の気持ちを尊重しながら検討していくことが大切です。子どもが勇気を出して自分の話をしてくれた時には、丁寧に聴いてあげてください。

○必要に応じ連携支援を行う

ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。そのため、ヤングケアラーの支援では家族の状況に応じた既存の支援の組み合わせが重要です。ヤングケアラーが置かれている状況や認識は様々であり、ヤングケアラーに対応できる機関・部署が既存の支援を組み合わせて、状況に応じて工夫することが求められます。

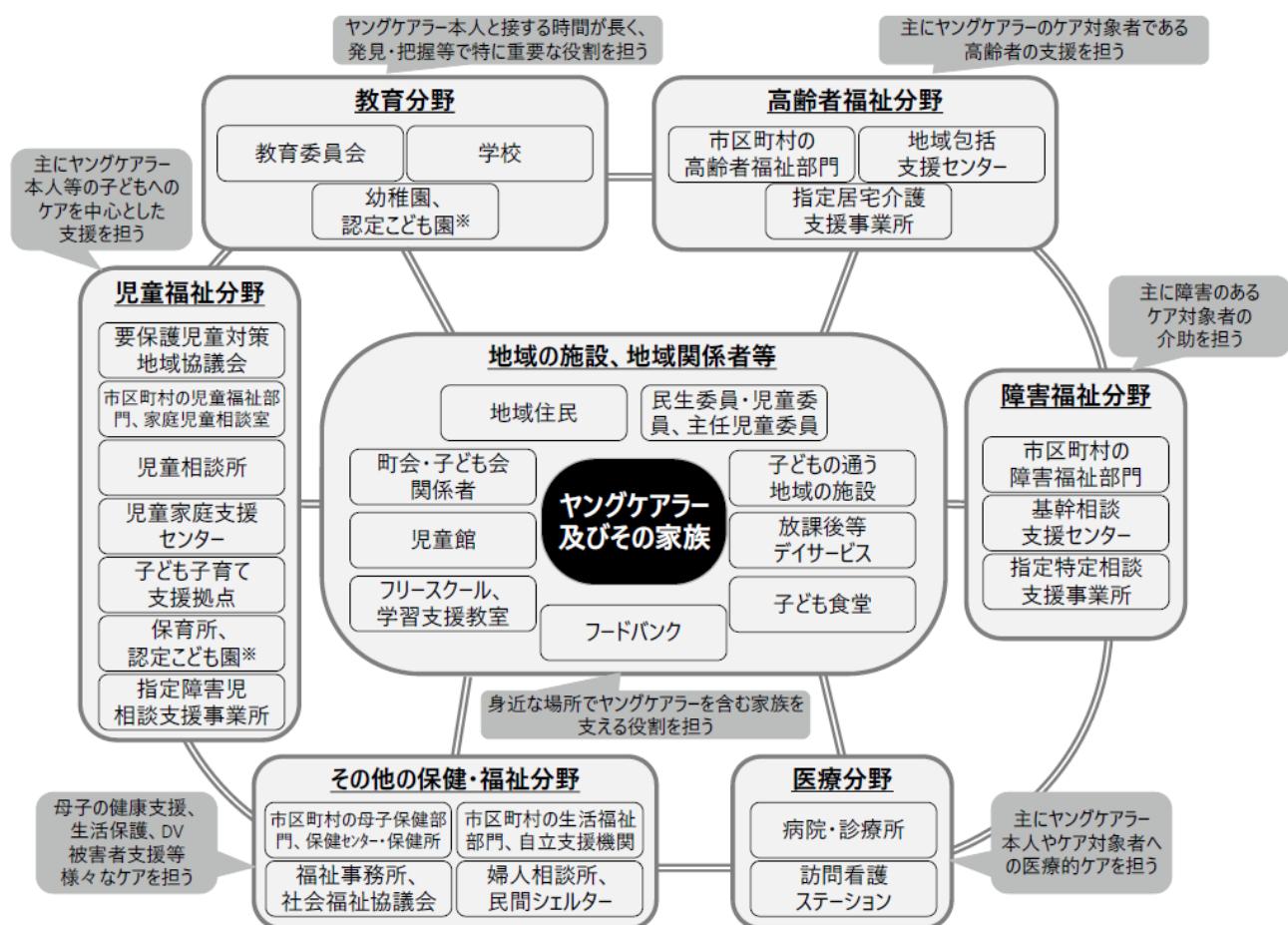
ただし、ヤングケアラーに対して何か特別・特殊な支援をしなければならないわけではなく、各機関・部署や担当者が少し視野を広げ、各々の立場の中でできることは何かを考えてみることが大切であり、組織横断的に取り組むことが求められます。

所沢市において、支援の連携先となり得る関係機関については、次ページ以降で示します。

7 関係機関（図）

ヤングケアラーが置かれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯支援を行うためには、分野の垣根を越えた多機関連携が必要となる場合が少なくありません。連携する可能性がある機関にはどのようなところがあり、それぞれの機関の役割としてできること、できないことがある程度把握しておくことが望ましいといえます。

図表：ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関
 （「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」より引用）



8 所沢市関係機関（表）

所沢市において、支援の連携先となり得る関係機関を機能ごとに分類しています。

【緊急性がある場合】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
子ども本人や家族の心身に危険が及んでいる。 重大な権利侵害がある。 児童虐待を受けている。児童虐待が疑われる子ども・保護者が多い。 特に様子が心配な家庭がある。	市こども未来部	こども支援課 こども相談センター	児童虐待防止事業	0歳から18歳未満の児童虐待の相談・通告対応を行っています。児童虐待等が疑われる場合は、ためらわずにご相談ください。	2998-9129
	埼玉県	所沢児童相談所	相談事業	子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な援助指導を提供しています。	2992-4152

【家族のケアに関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
高齢者のケアについて相談したい。 高齢者に関する相談したい。	市福祉部	高齢者支援課	地域包括支援センター	住み慣れた地域で生活を継続できるよう、高齢者の皆さんとそのご家族を様々な取組みで支えています。主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師などが専門性を活かした総合的な支援を行います。市内には14施設あります。	高齢者支援課 2998-9120 詳細は市HPをご覧ください 
18歳以上の身体障害者・知的障害者に関する相談したい。	市福祉部	障害福祉課	障害者手帳に関する手続き、介護給付費・訓練等給付費、地域生活支援事業、補装具、日常生活用具等の支給ほか	障害福祉に関する相談や、受けられるサービスの利用相談及び手続きについて対応します。	2998-9116
生活支援を必要とする在宅の障害者（障害児及びその家族を含む）に関する相談したい。	市福祉部	障害福祉課	相談支援事業	障害福祉分野の専門員が相談員として、福祉サービスの相談、障害者虐待の相談、福祉情報の提供、専門機関の紹介等を行っています。	障害福祉課 2998-9116 詳細は市HPをご覧ください 

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
障害のある家族のケアについて相談したい。	所沢市社会福祉協議会 ※市委託事業	相談支援課 (福祉の相談窓口)	ところざわ障がい者相談支援センター	障害のある方やそのご家族が地域で安心して自立した生活が送れるよう、相談支援を行っています。障害のある市民（疑いのある場合を含む）、ご家族、支援者の方などがご相談できます。身体・知的・精神・発達・高次脳機能障害・難病など、障害の種別や手帳の有無を問いません。	2929-1705
聴覚障害があるため、意思疎通が難しい。	所沢市社会福祉協議会	相談支援課 (福祉の相談窓口)	所沢市手話通訳・要約筆記派遣事務所	聴覚障害のある市民（ご本人、ご家族）に手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行います。手帳の有無は問いません。	2939-5064
判断能力が不十分な家族のことについて相談したい。	所沢市社会福祉協議会 ※市委託事業	相談支援課 (福祉の相談窓口)	所沢市成年後見センター	認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が不十分になった方が安心して暮らせるように、成年後見制度等に関するご相談をお受けしています。	2929-1711

【子育てにすること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
子育て中の不安・心配ごとについて相談したい。	市健康推進部	健康づくり支援課	面接・電話相談	栄養士・歯科衛生士・保健師などの専門職が育児に関する相談を受けています。	2991-1813
子どものことや家庭のことについて相談したい。	市こども未来部	こども支援課 こども相談センター	児童家庭相談事業	親子の関わり方、家庭を取りまく環境、子どもに関すること、虐待に関すること等、子どもや家庭に関する様々な相談を、電話・メール・来所等でお受けしています。相談対象は0歳から18歳未満の児童と保護者及び関係者です。	2998-9129
子どもの発達が気になり始めた。乳幼児健診で指摘を受けた。	市こども未来部	こども支援センター（発達支援）マーガレット	相談支援	0歳から18歳未満の子どもの発達に関する相談を、心理士、言語聴覚士、作業療法士が受け付けています。	2922-2118

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
0歳から18歳未満の障害福祉サービスを利用したい。 支援を受けられる制度を知りたい。相談したい。	市こども未来部	こども福祉課	相談支援	ケースワーカーが0歳から18歳の障害福祉サービスについて、相談を受け付けています。	2998-9223
子育てを援助してほしい。（お子さんの送迎・一時預かり・沐浴の援助など）	所沢市社会福祉協議会 ※市委託事業	地域福祉推進課	所沢市ファミリー・サポート・センター	子育ての支援を受けたい方（利用会員）に、育児支援をしたい方（援助会員）を紹介します。利用会員、援助会員ともにあらかじめ登録が必要です。（有償）	2921-0070

【金銭面に関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
家計が不安。	所沢市社会福祉協議会 ※市委託事業	相談支援課 (福祉の相談窓口)	所沢市あったかサポートセンター	経済的な問題および家庭や健康上の問題で生活にお困りの方のための相談窓口です。生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等を行います。	2968-3960
家計が不安。十分に食品等の購入ができない。	所沢市社会福祉協議会	地域福祉推進課	コミュニティソーシャルワーカーの取組み	市内のフードパントリー等を行うボランティア団体をご紹介します。（対象世帯の条件があつたり、近くにご案内できる場所が無かったりする場合もあります）	2925-0041
家計が不安。	市福祉部	生活福祉課	生活保護費の受給	生活保護に関する相談を受け付けています。また、受給者の生活に関わりながら、自立に向けた助言・指導を行います。	2998-9201
給食費や学用品の支払いが困難。	市教育委員会	教育総務課 保健給食課	就学援助制度	経済的理由により就学に関する支払いが困難な家庭に、援助を行っています。（所得制限があります）	教育総務課 2998-9232 保健給食課 2998-9249
高齢者の介護負担を軽減したい。	市福祉部	高齢者支援課	特定在宅高齢者介護手当	要介護4・5の高齢者で入院やショートステイ等の泊りのサービスの利用が月に7日以内で、6か月その状態が続いている方を介護しているご家族に、一年度につき一世帯あたり4万円を支給します。	2998-9120

【健康に関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
自分や家族の健康について相談したい。	市健康推進部	健康づくり支援課	電話健康相談	栄養士・歯科衛生士・保健師などの専門職が健康に関する相談を受けています	2991-1813
自分や家族のこころの状態について相談したい。 精神保健にすることや、精神障害者が受けられるサービスについて相談をしたい。	市健康推進部	健康管理課 こころの健康支援室	精神保健福祉相談(個別相談)	電話または来所により、精神保健福祉士が相談に応じます。	2991-1812
			精神保健専門相談	こころの悩みや問題について、精神科医師が対応します。(事前予約制)	2991-1812
			思春期こころの健康相談	高校生のこころの問題について、精神科医師が相談に応じます。(事前予約制)	2991-1812
			こころの健康メール相談	電話・来所での相談が難しい方向けに、メールによる相談を受け付けています。	to-kokoro@city.toko-rozawa.lg.jp

【学校・勉強に関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
勉強のこと・悩んでいることについて相談したい。	市教育委員会	学校教育課	スクールカウンセラー 心のふれあい相談員	通っている小・中学校で、悩んでいることを相談できます。相談時間等は各学校でご確認ください。	学校教育課 2998-9238 各小・中学校の連絡先は市HPをご覧ください 
			教育センター 教育相談室	お子さん自身からの相談を伺います。悩んでいることを相談してください。	2924-3334
学習面に不安がある。 学校の勉強についていけない。	所沢市社会福祉協議会	地域福祉推進課	コミュニティソーシャルワーカーの取組み	市内の学習支援を行うボランティア等をご紹介します。(近くにご案内できる場所が無い場合もあります)	2925-0041
			市福祉部 生活福祉課	学習支援教室(生活保護受給者及び生活困窮者家庭の中学生向け)	市役所で生活保護受給者及び生活困窮者家庭の中学生を対象に、週2回学習支援教室を開催しています。1人ひとりの状況に合わせた学習支援を行います。

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
就学に関する費用に不安がある。	市こども未来部	こども支援課	入学準備金貸付制度	高等学校・高等専門学校・大学等に入学される学生の保護者で、入学に要する費用の支出が困難な方に対し、入学に伴う準備金の貸し付けを行っています。 (世帯の所得によっては、貸付できないことがあります)	2998-9124
	所沢市社会福祉協議会 ※市委託事業	相談支援課 (福祉の相談窓口)	所沢市あつたかサポートセンター	低所得者世帯に対し、進学費用等についての貸付相談を行います。	2968-3960

【居場所に関すること】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
地域の人と関わりたい。 地域で見守りたい世帯がある。	所沢市社会福祉協議会	地域福祉推進課	コミュニティソーシャルワーカーの取組み	市内の子どもの居場所を行うボランティア団体をご紹介します。(近くにご案内できる場所が無い場合もあります)	2925-0041
家や学校以外で過ごせる場所がほしい。 気軽に話したい。	市こども未来部	青少年課	児童館事業	18歳未満の方であれば、児童館を利用できます。中高生タイムを設けている児童館があります。	青少年課 2998-9103 詳細は市HPをご覧ください 

【その他のことに関するこ】

困りごと・相談したいこと	機関名	部署名	所管事業名	所管事業の内容	電話番号
ヤングケアラーではないかと思う子がいる。 子が通う小・中学校に情報提供したい。	市教育委員会	学校教育課 各小・中学校	市内小・中学校への指導・助言(学校教育課)	市内小・中学校と連携しています。また、市内小・中学校の教職員がヤングケアラーの存在について知り、正しく理解するために、各学校への周知・啓発を行います。(学校教育課)	学校教育課 2998-9238 各小・中学校の連絡先は市HPをご覧ください 
生活や制度等についてどこに相談すれば良いかわからない。	所沢市社会福祉協議会	相談支援課 (福祉の相談窓口)	福祉の相談窓口	「福祉の相談窓口」は様々な生活課題について相談を受けため、関係機関と連携して解決に向けた取組みを行います。	2941-6366
	所沢市社会福祉協議会	地域福祉推進課	コミュニティソーシャルワーカーの取組み	コミュニティソーシャルワーカーは、いわゆる「制度の狭間」で困りごとを抱える人に寄り添いながら、地域住民と協働して地域ニーズに着目した新しい仕組みづくりに取組みます。	2925-0041
	市福祉部	地域福祉センター	民生委員・児童委員、主任児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員は、福祉全般に関する相談に応じ、行政機関をはじめ、関係機関とのつなぎ役を担います。	2922-2115

9 おわりに

○個人データの第三者への提供と本人同意の原則

ヤングケアラーの支援に関わる者であっても、本人の同意をあらかじめ得られない状況においては、原則的に個人データを第三者に提供することはできません。一方で、以下のような状況においては、本人の同意がなくても個人データを第三者に提供する事が認められています。

法令に基づいて、柔軟な対応を心がけましょう。

(本人同意が不要な例の紹介)

- ・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告
- ・児童虐待のおそれのある家庭情報を、児童相談所、警察、学校、病院等が共有する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ・児童の健全な育成の推進のために特に個人データを第三者に提供する必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

【出典:福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン H25.3 厚労省】

○参考

- ・有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」令和4年3月

○所沢市ヤングケアラー研究会・情報交換会について

令和4年度に、所沢市及び所沢市社会福祉協議会のヤングケアラー支援に関する所属の職員が参加し、さらに円滑に連携してヤングケアラー支援を行う環境を整備するための検討を目的に開催した研究会と情報交換会です。本マニュアルについても、研究会と情報交換会を通じ作成しました。

【参加所属】

生活福祉課 障害福祉課 高齢者支援課 介護保険課 地域福祉センター
こども政策課 こども支援課 こども相談センター こども福祉課 青少年課
健康管理課 こころの健康支援室 健康づくり支援課 学校教育課
所沢市社会福祉協議会地域福祉推進課

【事務局】

所沢市こども未来部こども政策課

〒359-8501 所沢市並木 1-1-1

電話 04-2998-9415

E メール a9415@city.tokorozawa.lg.jp

所沢市ヤングケアラー支援マニュアル
令和5年3月作成